

医療法人 社団愛友会
指定居宅介護支援事業所
ナーシングプラザ流山

運 営 規 程

(平成 30 年 4 月 1 日改定)

(令和元年 5 月 1 日改定)

(令和 2 年 1 月 1 日改定)

(令和 4 年 9 月 1 日改定)

(令和 5 年 1 月 10 日改定)

(令和 6 年 4 月 1 日改定)

指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 社団愛友会が開設する指定居宅介護支援事業所ナーシングプラザ流山（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供される為の事業を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定居宅介護支援事業所
ナーシングプラザ流山
- 二 所在地 千葉県流山市前ヶ崎248番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所に従事する者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員の行う業務は、次のとおりとする。
 - ① 居宅サービス計画の作成受付
 - ② アセスメントによる課題分析
(アセスメントの手法：ヒトケア式アセスメントシート)
 - ③ 居宅サービス計画の作成・管理及び関係書類の送付
 - ④ 事業者との連絡調整
 - ⑤ 居宅サービス計画の変更管理
 - ⑥ 利用者及び家族からの相談業務
- 三 居宅介護支援の義務
 - ① 居宅介護支援開始後、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、病院又は診療所に対して、介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えてもらうよう依頼する。
 - ② 利用者の口腔に関する問題、薬剤状況、その他の心身又は生活の状況に係る情報のうち、共有の必要性があると判断させて頂いた場合は、利用者の同意を得て主治の

医師、歯科医師又は薬剤師に情報の提供を行う。

- ③ 介護支援専門員は訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスが必要と判断した場合或いは利用者が希望している場合、利用者の同意を得て主治の医師（入院中の医療機関の医師を含む）又は歯科医師に意見を求める。作成した居宅サービス計画書に関しては、主治の医師（入院中の医療機関の医師を含む）又は歯科医師に対して交付する。
- ④ 居宅サービス計画は基本理念及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数のサービス事業所等を紹介するように求める事ができる。
また、居宅サービス計画に位置付けた理由に関して、説明を求める事も出来る。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間

- 一 営業日 月曜日～金曜日（但し、祝祭日及び年末年始 12月31日～1月3日を除く）
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

※休日及び営業時間外の緊急連絡先：070-3276-3424

（居宅介護支援事業所の内容及び利用料金等）

第6条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは無料とする。

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 相談の場所：居宅訪問（必要に応じて事業所内）
- 三 サービス担当者会議の開催
- 四 居宅訪問の頻度：少なくとも月1回以上

※介護保険法に定められた要件を遵守し、その対象となる利用者宅においては、少なくとも2ヶ月に1回以上は訪問する。

（具体的取扱方針）

第7条 居宅介護支援の具体的取扱方針は次のとおりとする。

- 一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や、要介護新規認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を開催する。但し、サービス担当者会議を開催しない事について、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等で差し支えないものとする。
- 二 各サービス担当者が、利用者の状況を把握し、介護支援専門員と当該情報を共有することをサービス担当者会議の目的とする。
- 三 介護支援専門員は、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回以上はモニタリングの結果を記録する。
- 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6ヶ月に

1 度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、その理由を居宅サービス計画に記載する。

- 五 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が、要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、流山市、松戸市、柏市の区域とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(従業者の就労環境の確保について・ハラスメント対策)

第11条 事業者は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、業務上必要な範囲を超えた性的な言動あるいは、優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就労環境が害される事を防止する指針の明確化等、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

(業務継続計画の策定に関する事項・BCP)

第13条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で早期に業務の再開を図り、利用者に対して居宅介護支援の提供を継続的なものにするため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は従業者に対して業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第14条 事業者は事業所内の感染症の予防及びまん延防止対策として、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に対して周知徹底を図る。

※社会状況によっては適宜開催。

二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三 事業者は従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練を定期的実施する。

(身体的拘束を行わないための措置に関する事項)

第15条 事業者は利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないようにするため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

一 身体的拘束を行わないための対策を検討する委員会を、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。

二 身体的拘束を行わないための指針を整備する。

三 従業者に対し、身体的拘束に関する研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

(その他の運営についての留意事項)

第16条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年2回

※特定事業所として加算を算定する場合には、介護保険法に定められた要件を遵守し、ヤングケアラー・障がい者・生活困窮者・難病患者等、他制度に関する事例検討会や研修等に参加する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月22日から施行する。

この規程は、平成25年10月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 1月 10日から施行する。(緊急電話番号の変更)

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。(介護保険法の改正)